

# 公共事業再評価調書

整理番号 H19 - 4

担当部課名	県土整備部 道路課	電話番号	0 1 7 - 7 3 4 - 9 6 5 1
		E - MAIL	doro @pref.aomori.lg.jp

再評価実施要件	未着工	長期継続 ( 10 年 )	再評価後 ( 年 )	その他 ( )
---------	-----	---------------	------------	---------

## 1 事業概要

事業種別	道路事業	事業主体	県 市町村 その他 ( )																																																
事業名	地方特定道路建設整備事業	地区名等	南部田子線 下平 市町村名 三戸町																																																
事業方法	国庫補助 県単独 財源・負担区分	国 % 県 100 % 市町村 % その他 %																																																	
採択年度	平成 10 年度 ( 用地着手 平成 15 年度 / 工事着手 平成 年度 )																																																		
終了予定年度	平成 23 年度 ( 平成 年 月 工期変更 当初計画時 平成 年度 )																																																		
事業目的	<p>・一般県道南部田子線は三戸郡南部町大字沖田面地内の一般国道 4 号を起点とし、主要地方道十和田三戸線等と交差し同郡田子町内の一般国道 104 号に接続する道路であり、一般国道 104 号の代替道路ともなっている。本路線は沿線集落と三戸町中心部を結ぶ生活道路であり、定期バスおよびスクールバスの路線となっているが、幅員は狭小 ( Wmin = 4.0m ) で線形不良箇所も存在し ( Rmin = 21m ) すれ違いも困難な区間となっている。このため交通の円滑化と安全性の確保を図ることを目的として 3 種 4 級、設計速度 30 km / h の規格で現道拡幅工事を実施している。</p>																																																		
主な内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>当初計画時</th> <th>再評価時</th> <th>増 減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画延長</td> <td>700 m</td> <td>700 m</td> <td>0 m</td> </tr> <tr> <td>計画幅員</td> <td>5.5(7.0) m</td> <td>5.5(7.0) m</td> <td>0 m</td> </tr> <tr> <td>改良工</td> <td>700 m</td> <td>700 m</td> <td>0 m</td> </tr> <tr> <td>舗装工</td> <td>5,200 m</td> <td>5,200 m</td> <td>0 m</td> </tr> </tbody> </table> <p>・事業計画については当初計画時と比較して変更はない。</p>			区 分	当初計画時	再評価時	増 減	計画延長	700 m	700 m	0 m	計画幅員	5.5(7.0) m	5.5(7.0) m	0 m	改良工	700 m	700 m	0 m	舗装工	5,200 m	5,200 m	0 m																												
区 分	当初計画時	再評価時	増 減																																																
計画延長	700 m	700 m	0 m																																																
計画幅員	5.5(7.0) m	5.5(7.0) m	0 m																																																
改良工	700 m	700 m	0 m																																																
舗装工	5,200 m	5,200 m	0 m																																																
事業費	<p>当初計画時総事業費 311 百万円 ( 単位 : 百万円 )</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>~ 16 年度</th> <th>17 年度</th> <th>18 年度</th> <th>19 年度</th> <th>小 計</th> <th>20 年度 ~</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計 画</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>222</td> <td>89</td> <td>311</td> </tr> <tr> <td>(うち用地費)</td> <td>( )</td> <td>( )</td> <td>( )</td> <td>( )</td> <td>( 49 )</td> <td>( 19 )</td> <td>( 68 )</td> </tr> <tr> <td>年 月変更</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>41</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>40</td> <td>81</td> <td>230</td> <td>311</td> </tr> <tr> <td>(うち用地費)</td> <td>( 14 )</td> <td>( 0 )</td> <td>( 0 )</td> <td>( 38 )</td> <td>( 52 )</td> <td>( 16 )</td> <td>( 68 )</td> </tr> </tbody> </table>				~ 16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	小 計	20 年度 ~	合 計	計 画					222	89	311	(うち用地費)	( )	( )	( )	( )	( 49 )	( 19 )	( 68 )	年 月変更								実 績	41	0	0	40	81	230	311	(うち用地費)	( 14 )	( 0 )	( 0 )	( 38 )	( 52 )	( 16 )	( 68 )
	~ 16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	小 計	20 年度 ~	合 計																																												
計 画					222	89	311																																												
(うち用地費)	( )	( )	( )	( )	( 49 )	( 19 )	( 68 )																																												
年 月変更																																																			
実 績	41	0	0	40	81	230	311																																												
(うち用地費)	( 14 )	( 0 )	( 0 )	( 38 )	( 52 )	( 16 )	( 68 )																																												

## 2 評価指標及び項目別評価

### (1) 事業の進捗状況

( A ) ・ B ・ C

事業の進捗状況	事業費割合 (うち用地費)		計画全体に対する進捗	年次計画に対する進捗
			26 % [ / ]	36.5 % [ / ]
			( 76.5 % ) [ / ]	( 106.1 % ) [ / ]
	主要工種 毎割合 (事業費)	改良工 ( 216 百万円 )	0 %	0 %
	舗装工 ( 27 百万円 )	0 %	0 %	
	( 百万円 )	%	%	
説 明	<p>・本路線については、平成 10 年度に事業着手し、用地の約 76% の取得を完了したが、公共事業費の大幅な削減を背景に、平成 16 年度以降は事業休止となったものである。このため現時点では進捗状況が低調となっているが、県単独事業から補助事業へのシフト等の施策実施に伴う事業費の確保により、平成 19 年度に再開され平成 20 年度から積極的な事業展開が可能となることから、今後は用地取得を促進し、平成 23 年度の事業完了に向け計画的に工事を進める予定である。</p>			
問題点・解決見込み	<p>・事業を進めるに当たっての阻害要因はなく、予算確保も可能となる見通しであるため、順調に事業の進捗を図ることが出来る。</p>			
事業効果発現状況	( 部分供用なし )			

## (2) 社会経済情勢の変化

(A) ・ B ・ C

社会的評価	全国・本県における評価	<p>[全国の評価]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成15年10月に閣議決定された「社会資本整備重点計画」では、道路整備事業について、透明性の高い、効果的かつ効率的な道路整備を推進し、社会・経済の活性化と暮らしの豊かさの向上を図ることとしている。</li> </ul>	<p>[県内の評価]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通機関が未整備である本県にとって、自動車を主とする交通に頼らざるを得ない状況であるが、県内の道路は未整備区間が多く、さらに豪雪地帯であるため、冬期の安全確保や社会基盤整備としての道路整備に対する要望は多い。</li> </ul>
	当地区における評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>本路線は一ノ渡、袴田、元才や下平等の沿線集落から、十和田三戸線を経由して三戸町中心部に至る最短の路線であり、定期バスおよびスクールバスの路線ともなっている重要な生活道路である。現道は幅員狭小(Wmin=4.0m)で線形不良箇所(Rmin=21m)があり安全かつ円滑な交通が阻害されていることから、その解消のための道路整備が望まれている。</li> </ul>	
必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該路線は県管理道路であるため、青森県が事業主体となつて行う必要がある。</li> <li>災害対策基本法に基づく緊急輸送道路ネットワーク計画の中で第2次緊急輸送道路に位置づけられている。</li> <li>現道は、路線バスおよびスクールバスの通行経路であるが線形不良箇所(Rmin=21m)があり幅員も狭小(Wmin=4.0m)であるため車両のすれ違いに支障をきたしている。このため交通の円滑化を図り安全性の確保する上でも、早期の道路整備が必要である。</li> <li>本路線は沿線集落から三戸中央病院や図書館、町民体育館等公的施設のある三戸町中心部につながる道路であり、整備の促進が必要である。</li> </ul>		(a) ・ b
適時性	<ul style="list-style-type: none"> <li>本路線は終点側(田子側)から順次整備が進められてきており、当該工区の前後は2車線が確保されている。整備済区間と本工程では幅員や線形等の変化が急激かつ顕著であり、この道路規格の不連続性を早急に解消し安全性の向上を図るため早期に整備する必要がある。</li> </ul>		(a) ・ b
地元の推進体制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>地権者からは事業に対する理解が概ね得られ、用地の取得は約76%完了しており、本工程の整備推進が求められている。</li> <li>当該区間は南部田子線から戸来岳貝森線に至る沿線集落の住民にとって重要な区間であり早急な整備が望まれている。</li> </ul>		(a) ・ b
効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2次緊急輸送道路として、地震等の災害時において重要な役割を担う。また、災害等で国道104号及び国道4号が被災し通行不能になった場合の代替路線として非常に有効な路線である。</li> <li>道路幅員の拡幅と道路線形の改善により車両交通の円滑化と沿道環境の改善がなされる。</li> <li>定期バスやスクールバス等の安全な運行経路が確保されることにより、沿線集落住民の利便性が向上し、生活環境の改善が図られる。</li> </ul>		

## (3) 費用対効果分析の要因変化

(A) ・ B ・ C

区分	主な項目	当初計画時	再評価時	増減
費用項目 (C)	(1)事業費	- 百万円	285 百万円	- 百万円
	(2)維持修繕費	- 百万円	52 百万円	- 百万円
	(3)	- 百万円	百万円	- 百万円
	(4)	- 百万円	百万円	- 百万円
	(5)	- 百万円	百万円	- 百万円
	総費用	- 百万円	337 百万円	- 百万円
便益項目 (B)	(1)走行時間短縮便益	- 百万円	204 百万円	- 百万円
	(2)走行費用減少便益	- 百万円	3 百万円	- 百万円
	(3)冬期便益	- 百万円	64 百万円	- 百万円
	(4)防災便益	- 百万円	362 百万円	- 百万円
	(5)	- 百万円	百万円	- 百万円
	総便益	- 百万円	633 百万円	- 百万円
B / C			1.88	
<p>[費用対効果分析手法] (分析手法、根拠マニュアル等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針(平成16年2月 国土交通省)</li> <li>費用便益分析マニュアル(平成15年8月 国土交通省 道路局 都市・地域整備局)</li> <li>道路整備事業における県独自の費用便益分析実施要綱(平成18年10月 青森県)</li> </ul> <p>[費用対効果分析における特記事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県単独事業のため、当初計画時に費用対効果分析は行っていない。</li> </ul>				

## (4) コスト縮減・代替案の検討状況

(A)・B・C

コスト縮減	<p>【コスト縮減の検討状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路盤材・舗装合材に再生材を使用し、経費の縮減を図っている。</li> <li>・排水施設等の小規模構造物については極力、工場製品を使用し、工期の短縮及び経費の縮減を図っている。</li> </ul>	a・b
代替案	<p>【代替案の検討状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・比較ルートは想定されるが、現道は猿辺川沿いに延びており、その猿辺川と山地に挟まれていることから橋梁等構造物や大土工の発生が想定され、バイパスルートは経済的不利が明らかのため、実施中の現道拡幅案が最適である。</li> </ul>	a・b

## (5) 評価に当たり特に考慮すべき点

(A)・B・C

住民ニーズの把握状況	<p>【住民ニーズの把握方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三戸地区議会議員協議会から三八地域県民局地域整備部に対し、整備促進の要望が出されている。</li> </ul>	<p>【住民ニーズ・意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該工区は一ノ渡、袴田、元才や下平等の沿線集落から、十和田三戸線を経由して三戸町中心部に至る重要な生活道路であり、広範囲の児童を三戸町中心部の小中学校に送迎するスクールバスの路線でありながら、幅員が狭く急カーブが存在するため早期の道路改良の促進が求められている。</li> </ul>	a・b		
環境影響への配慮	<p>【地域別環境配慮指針への対応】</p> <table border="1"> <tr> <td>地域区分</td> <td>H3b</td> </tr> </table> <p>(1)対応状況 配慮している 配慮していない</p> <p>(2)対応内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の社会生活を支える基盤として、水害等の自然災害の防止に配慮した安全で快適な道路の整備に取り組んでいる。</li> <li>・ルートを選定にあたって現道敷を有効に活用し、周辺環境への影響を最小限にとどめるよう配慮している。</li> </ul>	地域区分	H3b	<p>【開発事業等における環境配慮指針への対応】</p> <p>(1)対応状況 配慮している 配慮していない</p> <p>(2)対応内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事を行う際は、地域の生活環境に配慮し、低排出ガス、低騒音並びに低振動の重機械を使用している。</li> <li>・表土露出箇所については、景観保全や土砂流出に配慮し、植生を行っている。</li> </ul>	a・b
地域区分	H3b				
地域の立地特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該地区は、振興山村地域、豪雪地域に指定されている。</li> <li>・南部地方は雪の少ない地域であるが、当該地域の中では降雪が多く、積雪寒冷特別地域に指定されている。</li> <li>・三戸町の中心部は町の東側に位置し、行政区域の中間に位置する当該地域は中心市街地と西部地域の地域連携上重要な地域である。</li> </ul>				

## 3 対応方針(事業実施主体案)

総合評価	継続 計画変更 中止 休止(林政課及び漁港漁場整備課所管事業に限る)
評価理由	全ての項目がA評価である他、本路線の持つ役割の重要性や沿道環境の改善効果等を総合的に評価すると、着実に事業を推進し、早期に事業効果発現を図る必要がある。したがって、対応方針を「継続」とした。
備考	

## 4 公共事業再評価審議委員会意見

委員会意見	対応方針(案)どおり 対応方針(案)を修正すべき
委員会評価	継続 計画変更 中止 休止(林政課及び漁港漁場整備課所管事業に限る)
附帯意見	(附帯意見がある場合に記載)
評価理由	(委員会意見が「対応方針(案)を修正すべき」の場合に記載)